


奈良県動物愛護管理推進計画

～動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり～

パース・イメージ図(外観)



 (仮称)動物愛護センター

平成20年2月

奈良県

目次

はじめに	1
第1 「奈良県動物愛護管理推進計画」策定の考え方	2
1 目的	2
2 概要	2
3 期間	2
第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題	3
1 奈良県の動物行政の変遷	3
2 奈良県の現状と問題点	5
(1) 奈良県の現状	5
(2) 不適正な飼養や所有者のいないねこの現状	10
(3) 危機管理体制構築の必要性	10
(4) これからの動物行政の課題	11
3 動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり	12
(1) 奈良県の役割、中核市（奈良市）の役割	12
(2) 市町村の役割	12
(3) 所有者の役割	12
(4) 動物取扱業者の役割	13
(5) 県民の役割	13
(6) 動物愛護推進員の役割	13
(7) 動物愛護団体、ボランティア、関係団体等の役割	13
第3 課題への具体的取組	14
1 所有者の動物への責任、社会に対する責任の徹底	14
施策- 1 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底	14
施策- 2 適正飼養・繁殖制限・終生飼養の普及啓発、室内飼養の推進	15
施策- 3 犬、ねこの「引取り手数料」の設定	16
施策- 4 動物の遺棄、虐待、ネグレクトへの対応	16
施策- 5 周辺的生活環境への配慮の徹底	17
施策- 6 所有者のいないねこへの対応	17
施策- 7 所有者明示（個体識別）の推進	17
施策- 8 特定動物の適正管理の徹底	17
2 動物愛護センターにおける動物の適正な取り扱い	18
施策- 9 抑留後の保管期間の延長	18
施策- 10 所有者への返還率の向上	18
施策- 11 適性のある動物の生存の機会の向上	19
施策- 12 傷病動物への治療体制の構築	19
施策- 13 殺処分頭数の半減化への取組み	19
施策- 14 動物にかかる最善の殺処分方法の選択	20

3	教育機関との連携システムの構築	2 1
	施策-1 5 動物愛護センターを中心とした「命の学習」の実践	2 1
	施策-1 6 教育現場での動物愛護に係る段階的なプログラムの構築	2 1
	施策-1 7 学校飼育動物への支援活動	2 1
4	地域社会への啓発と協働体制の推進	2 2
	施策-1 8 動物愛護センターを活用した体験学習の実施	2 2
	施策-1 9 市町村、ボランティアと連携した「しつけ教室」「家庭犬教室」の開催	2 2
	施策-2 0 ボランティアの育成、支援体制の構築	2 2
	施策-2 1 動物愛護推進員の委嘱の推進と活動への協力	2 2
	施策-2 2 動物愛護推進協議会の設置等	2 3
	施策-2 3 動物病院、獣医師会とのネットワークの強化	2 3
5	動物取扱業の適正化、社会的責任の徹底	2 4
	施策-2 4 動物取扱業への監視指導體制の強化	2 4
	施策-2 5 動物販売時の購入者に対する啓発指導の推進	2 4
	施策-2 6 優良動物取扱業者の育成と業界全体の資質の向上	2 4
6	実験動物、産業動物への責任の徹底	2 5
	施策-2 7 実験動物における管理の適正化の徹底	2 5
	施策-2 8 産業動物における管理の適正化の徹底	2 5
7	県民と動物の安全の確保	2 6
	施策-2 9 動物による危害や周辺的生活環境が損なわれる事態等の発生防止	2 6
	施策-3 0 動物愛護センターを中心とした動物由来感染症対策のための拠点整備	2 6
	施策-3 1 地震等、大災害発生時における動物救援体制の構築	2 6

資 料

1	奈良県動物愛護管理推進計画の策定経過	2 7
2	奈良県動物愛護管理推進計画策定委員会委員名簿	2 8
3	環境省告示：動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための基本的な指針	2 9
4	動物行政系統図	3 0
5	年次別行動計画	3 1
6	災害発生時の動物保護緊急体制	3 3

はじめに

近年、我が国では著しい核家族化、高齢化の進行、現代生活特有のストレスなどもあり、動物を好きな人、動物を飼っている人は、心の安らぎや潤いを「動物」に求める傾向を強めています。とりわけ、犬とねこは飼養動物の中でも圧倒的にその数が多く、その人の生活に深くとけ込み、ただ「飼う」のではなく、「一緒に暮らす」「共に生きる」という実感とともに、家族の一員としての位置付けを得つつあります。

動物は、家庭でも、畜産でも、そして動物実験においても、実に多くのものを人に与えてくれます。それは心の癒しであったり、卵や牛乳などの貴重なタンパク源であったり、医学にとって貴重なデータであったりと様々です。そして、人はこの恩恵に対して、動物への大きな責任を負うこととなります。

併せて、動物の飼養には社会的な側面があり、特に、家庭動物は家族の一員であると同時に、周辺の方に迷惑をかけないという当然のマナーが所有者の果たすべき責任となります。

この所有者責任の自覚の欠如した動物の飼養が、様々な問題を引き起こします。子犬や子ねこを見て“可愛い”という感情だけで飼い始め、その成長と共に熱意を失い、見向きもなくなってしまふ事例や、逆に多頭数を収集するように困り込んでしまふ事例では、鳴き声や臭気などで周辺に迷惑をかけ地域社会との調和が失われます。また、そこまでは至らなくても、身勝手な理由での飼養放棄や後始末的な「行政への引取り」という構図がまん延しています。

国は、このような状況を鑑み、平成17年6月、動物の愛護及び管理に関する法律を改正し、動物取扱業の適正化、個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化とともに、国が定める動物の愛護管理推進に関する“基本的な指針”に基づき、都道府県に対しそれに即した区域の「動物愛護管理推進計画」を定めることを義務付けました。

県は、動物愛護管理推進計画を策定するに当たり、有識者や関係団体、また県民代表等からなる「奈良県動物愛護管理推進計画策定委員会」を設置し、さらに県下全域の市町村や県民からの意見を聴取したうえで、この計画を策定致しました。

本県では、この推進計画に基づく施策を「動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり」として実施していき、一人ひとりの県民に対して「動物に対する責任」と「社会的な責任」を問いかけ、啓発を重ねていくことにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指していきたいと考えています。

平成20年2月
奈良県

第1 「奈良県動物愛護管理推進計画」策定の考え方

1 目的

奈良県動物愛護管理推進計画（以下、「計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第5条に基づき、環境大臣が平成18年10月に定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」に即して、奈良県の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する本県の動物行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとします。

2 概要

本計画は、動物愛護管理法第6条第2項に基づく計画であり、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項について、本県の実情に応じ策定したものであります。

また、本計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに学識経験者、地元獣医師会、動物愛護団体、市町村及び県民からなる策定委員会において意見交換・協議し、動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針として策定しました。

さらに、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年次実施計画等を併記し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものであります。

3 期間

本計画の期間は、平成20年度(2008)から平成29年度(2017)までの10年間とします。

ただし、本県では、平成20年4月に新たに動物愛護センターを開所することから、当該施設等において推進していく事業等を勘案しながら、策定後、概ね5年後に見直しを行うこととします。

第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 奈良県の動物行政の変遷

I 狂犬病予防推進期（昭和25年～昭和40年代前半）

⇒狂犬病予防業務を目的とした事業展開

○昭和25年8月「狂犬病予防法」が施行

飼い犬の登録および狂犬病予防注射の実施、野犬捕獲の推進

→昭和32年を最後に我が国から「狂犬病」が撲滅された

○昭和34年 橿原保健所犬抑留所を設置（現 桜井保健所橿原動物指導管理事務所）

⇒「平成20年4月 桜井保健所動物愛護センター」へ移行

II 動物管理推進期（昭和40年代後半～昭和60年）

⇒犬による危害防止を目的とした事業展開

○昭和40年代

犬による人への危害防止 →全国的に、犬の放し飼いを規制する条例が制定される。

※奈良県では昭和41年4月「飼い犬管理条例」が制定され、飼い犬の係留義務、未係留犬の捕獲、立入調査等が規定された。

○昭和48年「動物の保護および管理に関する法律」が施行

動物愛護意識の高揚および動物の適正飼養の推進を図るため、同法が制定された。

○昭和51年 ねこの引取業務の開始

○昭和58年「（第1回）動物とのふれあい広場」を橿原神宮にて開催

III 動物愛護管理推進 ①期（昭和61年～平成12年）

⇒動物の適正飼養の推進を目的とした事業展開

○昭和61年に動物保護車の順次更新（→ワンボックス方式）

犬による人への危害防止 →野犬捕獲、放し飼い注意、咬傷事故の処理

○平成3年に「子犬の飼養コーナー」等の啓発施設を設置

犬の適正飼養の普及啓発 →犬の譲渡事業、動物とのふれあい事業

○平成6年に「子犬の飼養コーナー」をさらに整備・拡充

「診察室」の整備（手術台、无影灯および基本的な医療機器）

○平成8年：動物愛護啓発犬“メグ号”を育成、

→獣医務行政啓発活動：「動物とのふれあい教室」事業の開始

「動物とのふれあい教室」等を活用し、動物に関する正しい知識や繁殖制限手術の必要性等を普及啓発する事業を開始する。

○平成11年「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正

法律名を「動物の保護」から「動物の愛護」に改称

→ 動物愛護思想の普及啓発の気運が高まる。

動物取扱業の届出制度

→ 動物の適正飼養の普及

IV 動物愛護管理推進 ②期（平成13年～現在）

⇒動物愛護思想の普及啓発を目的とした事業展開

○動物を取り巻く社会情勢が変化し、「動物愛護思想の普及」を求める気運が高まる。

○平成17年4月「奈良県動物の愛護及び管理に関する条例」の施行

- ・ 飼い主の責任の明確化 → 動物による迷惑の防止、動物愛護精神の高揚
- ・ 動物取扱業の把握（登録制の実施）→「登録証の掲示」「主任者の設置」等
- ・ 特定（危険な）動物の飼養許可制の導入 →動物による人への危害防止

○平成17年6月「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正

（平成18年6月施行）

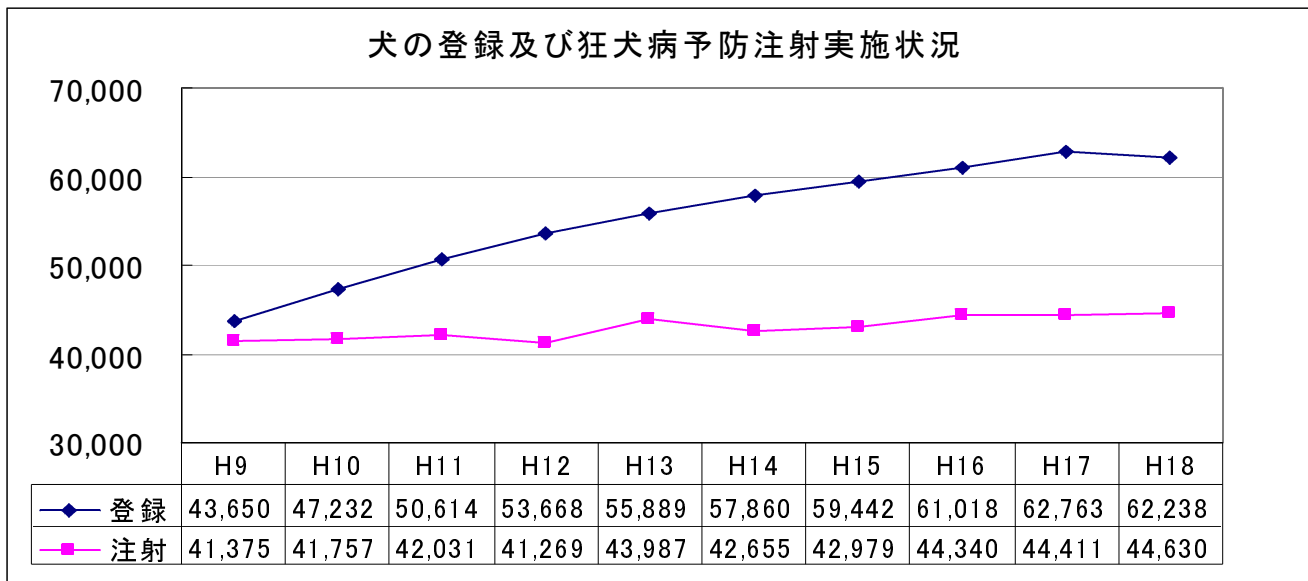
- ・ 動物取扱業の適正化（登録制、取扱責任者の設置義務等）
- ・ 特定（危険な）動物の飼養規制の全国一律化
- ・ 個体識別措置の推進
- ・ 環境大臣が「基本指針」を策定
⇒都道府県における「動物愛護管理推進計画」の策定義務

2 奈良県の現状と問題点

奈良県における犬、ねこの飼養数は増加傾向にあると考えられ、犬の登録頭数は毎年伸び続けており、平成18年度末においては約62,000頭に達しています。これに無登録の頭数を加えた飼養の実頭数は12万頭にもものぼると推定されます。ねこについては、登録制度がないため、正確な頭数を把握することは困難ですが、犬と同等もしくはそれ以上の数が飼養されているものと思われる。

(1) 奈良県の現状

ア 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

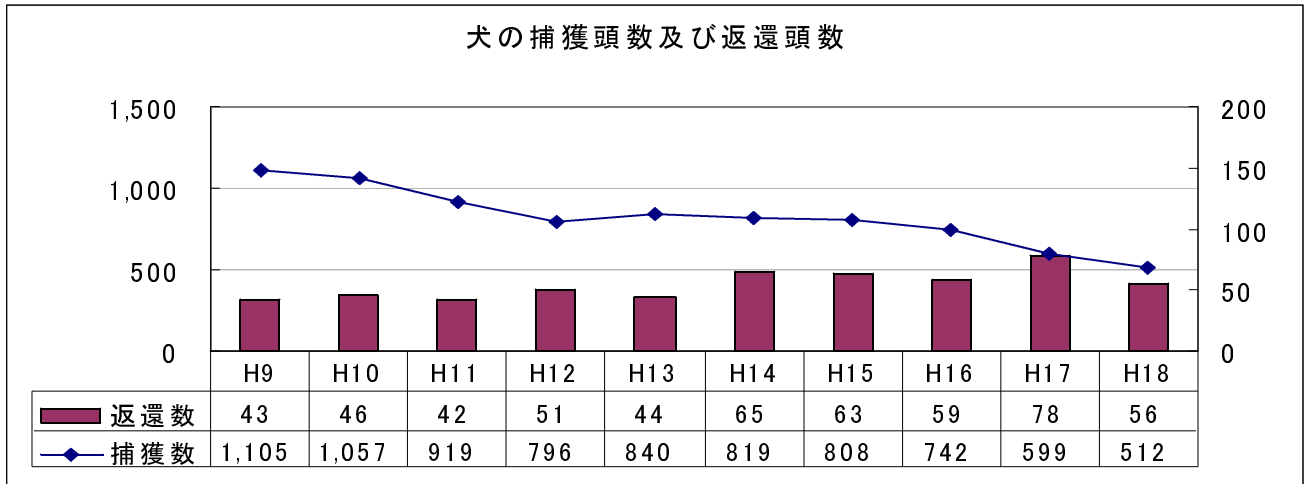


犬の登録頭数は、右肩上がりに増加しています。平成18年度末においては、犬の登録頭数は62,238頭、狂犬病予防注射頭数は44,630頭で、狂犬病予防注射接種率は71.7%となっています。しかし、未だに無登録・未注射の所有者が存在すると思われることから実質的な狂犬病予防注射接種率は世界保健機関（WHO）が定める国内感染の拡大を防止することができる最低接種率の“70%”に達しないと思われる。

WHOの推計によると、世界では毎年約5万5千人の人々が狂犬病で死亡しています。このような世界の状況に対して、日本国内では、昭和25年（1950年）に狂犬病予防法が施行され、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施及び野犬捕獲等により、人は昭和29年（1954年）を最後に、また、動物では昭和32年（1957年）から発生はありません。

現在、日本は狂犬病のない国となっています。しかし、人と動物の国際交流、グローバル化が進展する中で、動物検疫はなされているとはいえ、日本に狂犬病に感染した動物が持ちこまれる可能性は高く、無登録・未注射の犬の飼主が狂犬病予防法に基づく社会的なルールを果たすよう自覚を促す啓発活動をおこなっていく必要があると思われる。

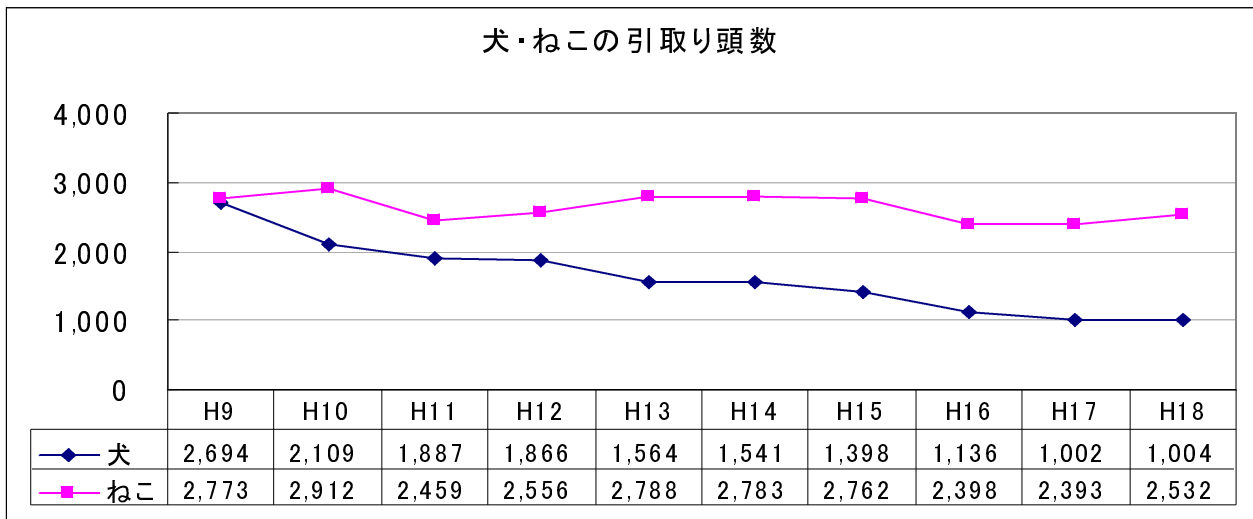
イ 犬の捕獲頭数及び返還頭数



犬の捕獲頭数は、平成9年度の1,105頭から平成18年度の512頭と46%に減少しています。犬の繁殖制限の普及により捨て犬の大幅な減少や所有者の室内飼養等の飼養形態の変化等が要因と考えられます。返還頭数は、平成9年度の43頭から平成18年の56頭で若干の増加が見られ、放し飼いをする人があまり減少していないことが伺えます。

社会に対する最小限の責任として、登録、狂犬病予防注射とともに、放し飼いをしないことの所有者の自覚が必要であり、引き続き啓発をおこなっていく必要があると思われま

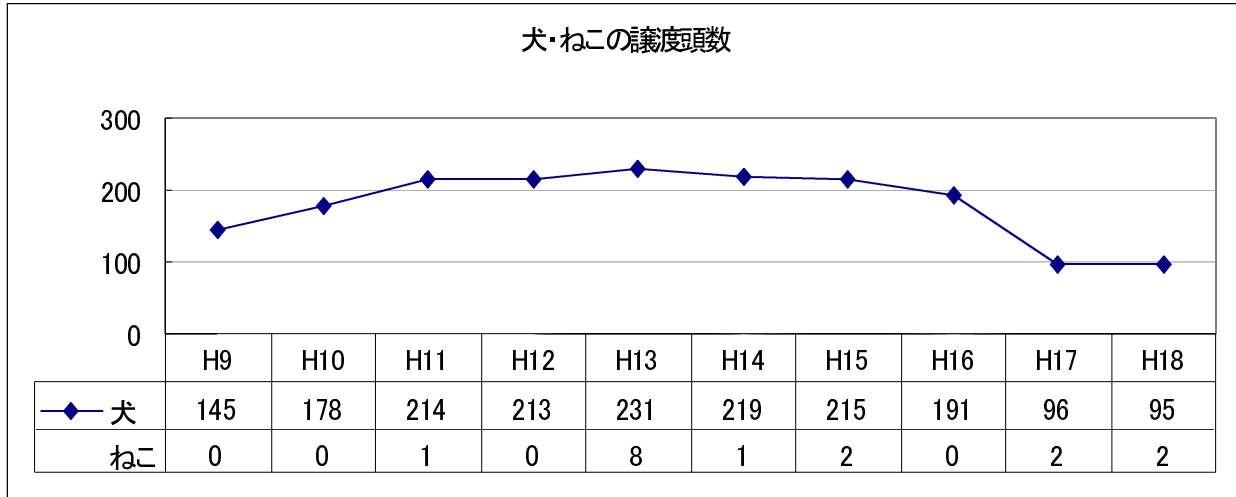
ウ 犬・ねこの引取り頭数



犬の引取り頭数は、平成9年度の2,694頭から平成18年度の1,004頭と37%に減少しています。これは、犬については終生飼養又は繁殖制限等に対する県民の意識が変わってきた結果と思われま

す。しかし、ねこは減少傾向は見られず毎年ほぼ約2,500頭で推移し、8割以上が所有者のいない、ほとんどが目もあかない子ねこでした。ねこについての繁殖制限等の所有者責任と所有者のいないねこに対する施策を講じていく必要があると思われま

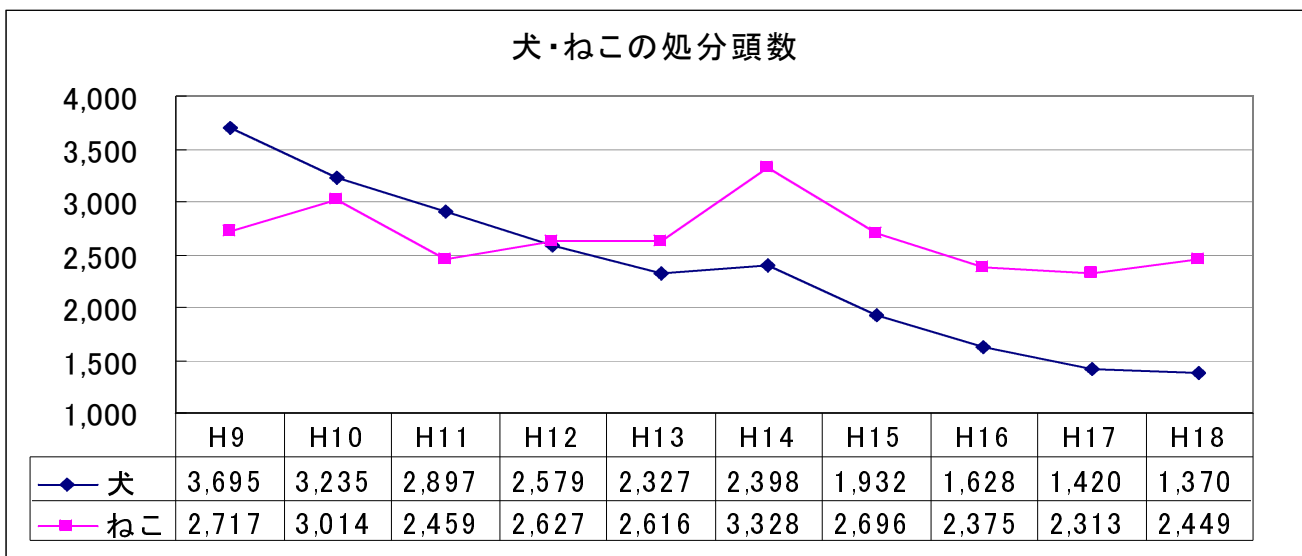
エ 犬・ねこの譲渡頭数



平成4年度から桜井保健所動物指導管理事務所（以下、管理事務所という。）に飼養コーナーを設けて子犬のみの譲渡をおこなってきました。平成13年度をピークに譲渡する子犬が減少しておりますが、犬の所有者がこれまでの動物の飼養に係る意識を変え繁殖制限などを実行してきた結果と思われます。また、平成18年8月より子犬の譲渡者に飼養前講習会を実施し、社会に対する責任、適正飼養、繁殖制限及び終生飼養等を講習しています。

ねこについては、ほとんどが生後間もない子ねこであることから譲渡していません。

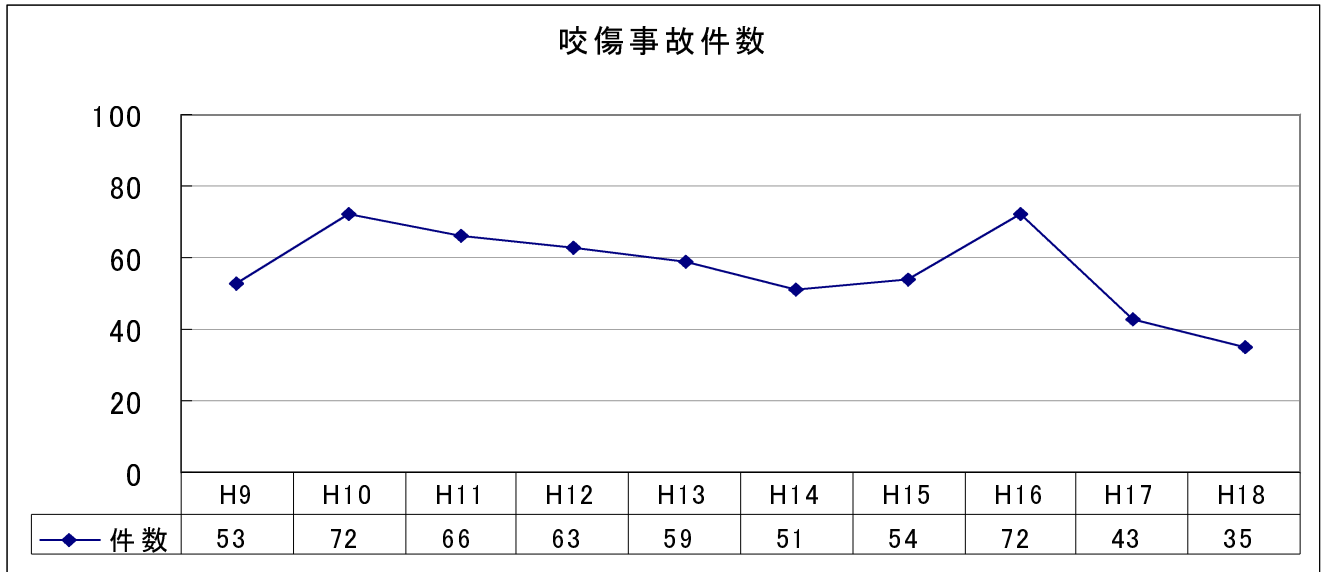
オ 犬・ねこの殺処分頭数



犬の殺処分頭数は、捕獲頭数・引取り頭数の減少により、平成9年度の3,695頭から平成18年度の1,370頭と37%に減少しています。所有者の繁殖制限への理解、家族の一員として終生飼養する気持ちの現れではないかと思われます。ねこの殺処分頭数は、引取り頭数の減少を認めず、ほぼ横ばいとなっています。みだりな繁殖の防止・所有者明示・遺棄防止等ねこの所有者責任を徹底しなければならないと思われます。

また、所有者のいないねこに対する施策にも力を入れていかなければならないと思われます。

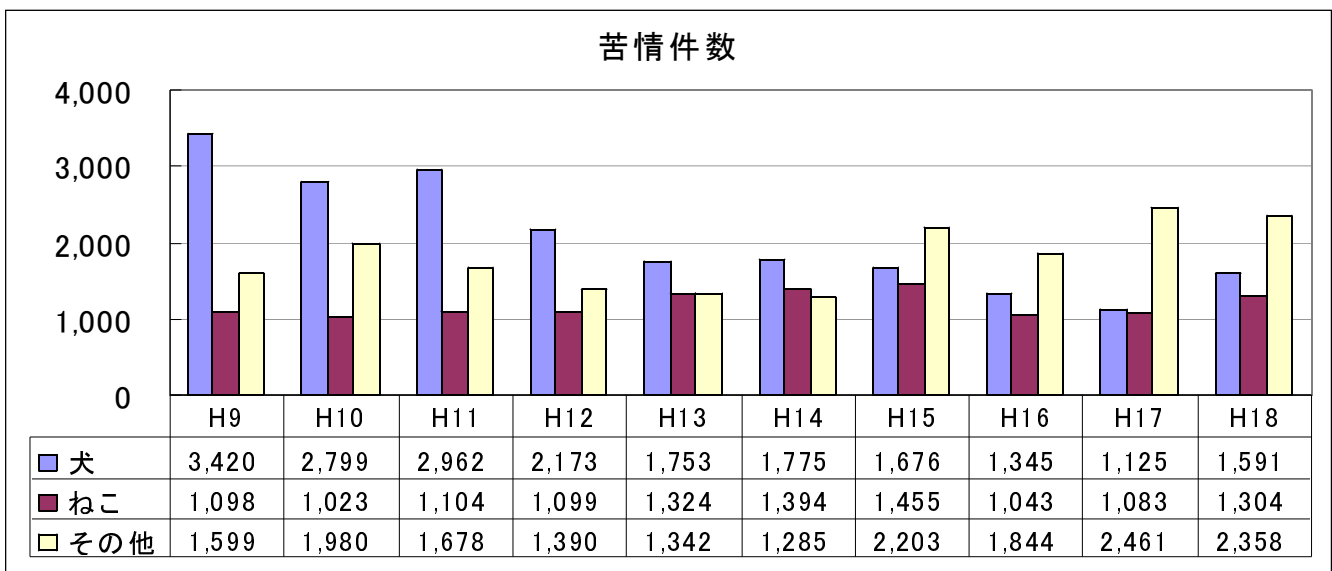
カ 咬傷事故件数



咬傷事故の10年間の平均は56.8件で、飼い犬の散歩中に所有者の管理が十分でなかったため通行人を咬んでしまうパターンがほとんどです。犬の所有者に対し、社会的責任を十分自覚し適正飼養の必要性を啓発していかなければならないと思います。

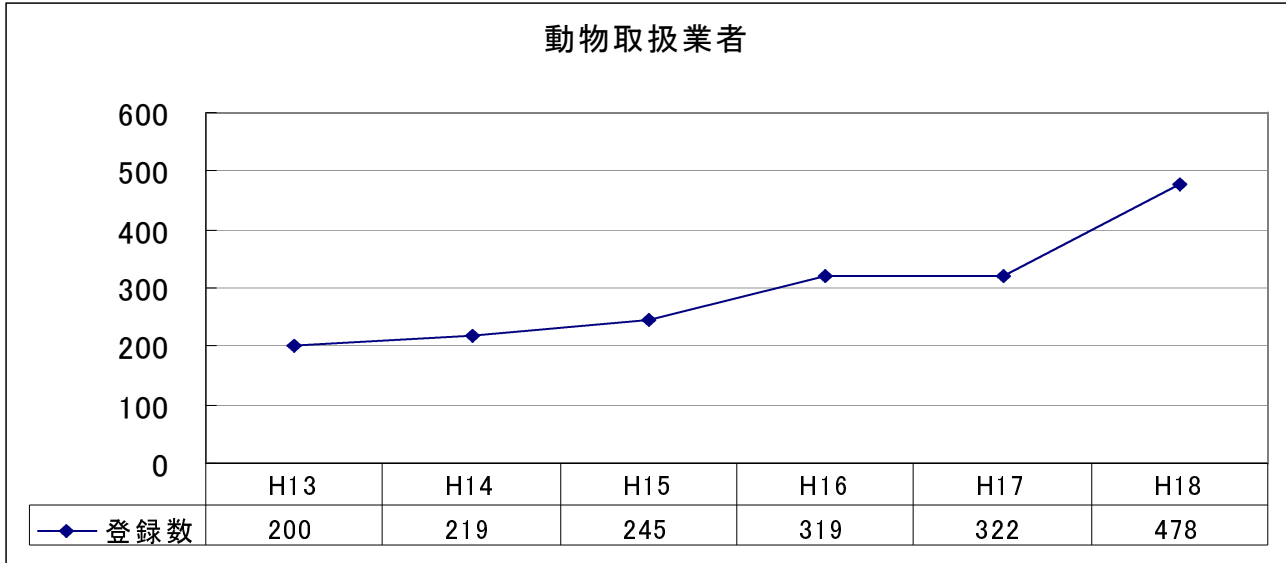
咬傷事故ゼロに向けて動物愛護推進員等が地域に密着したアドバイス、指導等をおこなう必要性があると思われます。

キ 苦情件数



犬は、野犬横行、放し飼い、または咬傷事故等の苦情があり、平成9年に比べ、平成18年は46.5%に減少しており犬の所有者の意識の変化が認められます。ねこは、捨てねこ、糞尿等の苦情があり、平成9年に比べ、平成18年は1.7倍となっています。ねこの所有者に対し、繁殖制限・室内飼養に努める等の啓発が必要であるとともに、所有者のいないねこの問題について対策が必要です。また、多頭数飼養による臭い、毛の飛散、鳴き声等近隣住民への被害や虐待、ペットショップに起因した鳴き声、臭いなどの問題があり、多頭数飼養への指導の徹底及びペットショップ等への監視指導が必要となっています。

ク 動物取扱業の推移



動物取扱業には販売、保管、貸出し、訓練、展示という5つの種別があります。

平成19年5月末現在では業者登録数が478件ですが、これは、業種ごとに登録しなければならないので、施設数としては358施設が存在しています。

また、特定動物の許可件数は県下全域で6件許可しており、以下の表のとおりです。

【特定動物の許可状況】（平成19年12月現在）

種類	サル	クマ	カメ	ヘビ
	マカク属	くま科	かみつきがめ科	ボア科
頭数	2	1	5	1

(2) 不適正な飼養や所有者のいないねこの現状

現在、各保健所に寄せられる動物に関する苦情や相談の総数は年間約4,000件近くで推移しており、動物行政の大半がこれらの対応に費やされる状態が続いています。県に寄せられる苦情等の内容や件数を見ても、これらの動物がおかれた状況が必ずしも良好ではないことが分かります。不適正な飼養によって虐待同然の状態に陥った事例、多頭数の飼養から周辺の生活環境を損なっている事例、さらには遺棄される事例も少なくありません。

また、動物に関してのプロフェッショナルであるべき動物取扱業者に起因した同様の苦情も寄せられています。

保健所等による捕獲や引取りによって県に收容される動物は、犬とねこを合わせて年間約4,000頭（H18年度）にもなり、その大部分は炭酸ガスによる安楽死処分となっています。この数字は、10年前と比較すると半減しており、本県の動物行政が推進している適正飼養、終生飼養及び繁殖制限などに関する県民の意識の向上が見てとれます。

しかし、この減少は主に犬についてのもので、ねこは依然として横ばいで推移しています。これは、「ねこは外で飼うもの、家に閉じこめるのは可哀想」という考え方を改善して所有者のいるねこの室内飼養を推奨していくとともに、無用な命を生まないための繁殖制限の必要性を啓発していくことが重要であります。

また、最近、どの街にも地域に住みついたねこを見かけます。それらは“野良ねこ”と言い切るには、定住していて、その背景には決まってエサを与える人たちがおり、わざわざエサを与えるために別の町からやってくる人までいます。これらの人達には所有者責任の自覚が全くなく、「お腹をすかして可哀想」という場当たり的な行為をしているにすぎません。

このような社会的責任の伴わない、所有者のいないねこに餌を与える行為は、そのねこにとって、辛うじて飢えからは免れても、様々な寄生虫症等の疾病や交通事故の脅威に曝することにつながります。また、多くは出産をくり返し、交尾やエサを巡る闘争に傷ついたり、感染症のまん延により衰弱していくのが現状であると思われます。さらに、これらのねこを原因として周辺住民に係る生活環境の悪化が大きな社会問題となっています。

(3) 危機管理体制構築の必要性

地震等の大災害の発生や大規模な動物由来感染症の発生は、明日にも起こる可能性があり、また、不適正な多頭数飼養やブリーダーの経営破綻等も、地域社会に脅威と危機をもたらすことがあります。こうした場合には、迅速かつ円滑に対応できる体制が不可欠であり、それには、行政がリーダーシップを発揮しながら、関係団体、ボランティア等の結集、相互協働の下、地域社会ぐるみでとり組まなくてはなりません。

多くの場合、動物を保護、收容する施設・設備（ハード）面と、動物の世話等に携わる人の管理運営（ソフト）面の問題が重要であることから、先進自治体や過去の危機対応の経験などに学びながら、危機管理体制の構築を急ぐ必要があります。

(4) これからの動物行政の課題

本県の動物愛護管理行政の拠点である管理事務所は昭和34年に「犬抑留所」として設置されました。その敷地と施設は極めて狭く、老朽化が進み、各保健所で収容した動物は全てここに受け入れています。最低限の「抑留」と「処分」を行うのが精一杯という閉塞した状態にあります。また、建設当時そのままの姿の犬舎は、いかにも暗い「殺処分施設」のイメージを訪れる人に与えてしまい、ここから生じる偏見や嫌悪感が、本県の動物行政の大きな足かせとなっています。

今般、本県ではこの計画の策定に連動する形で、平成20年4月に「動物愛護センター」を開所します。本計画の策定内容を着実にかつ効果的に実践することを大きな命題として、この「動物愛護センター」を本県の動物愛護管理行政の総合的な普及啓発拠点とし、最良の活用を目指すとともに、動物愛護担当職員の充実を図りながら、ハード、ソフトの両面ともに機能させていく必要があります。

また、行政がリーダーシップを発揮しながら、各種機関、団体及び県民のボランティア等の方々との協働作業により、不適正な多頭数飼養やブリーダーの経営破綻等、また、動物由来感染症や地震等の大災害の発生、あるいは、明日にも起こるかも知れない危機への管理体制の構築を遅滞なく推進していくことが今後の大きな課題と考えます。

3 動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり

“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”には、所有者が「動物への責任」を果たすこと、さらに、その飼養に関わり「社会に対する責任」を果たすことが必要であると思われます。

しかし、近年の飼養動物に関する苦情、相談内容は、野犬の横行や飼養放棄犬の引取り等と比べて、所有者の飼養マナーの欠如や多頭数飼養による近隣への迷惑行為等地域に密着したトラブルが多くなってきており、また、動物取扱業者に起因したトラブルや特定動物の飼養保管にかかる問題など多種多様になっています。

このような数多くの課題に対して、県、市町村、動物愛護団体等をはじめ、多くの主体が関わって、論議し、協働作業することによって、最終的に“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”を目指していきます。

(1) 奈良県の役割、中核市（奈良市）の役割

県は、動物の保護・収容・返還・譲渡及び殺処分、動物取扱業の登録と監視指導、特定動物の飼養許可の他、動物由来感染症対策、災害時の動物救援等の総合的な動物愛護管理に関わる施策を受け持っております。

また、動物愛護管理施設の総合的推進拠点である動物愛護センターが核となり、市町村が実施する多くの動物に関わる施策や、各種の動物愛護団体、NPO、ボランティア等による地域に根ざした活動を県内全域で実施されるように支援しながら、本計画の着実な推進を図る役割を果たしていく責務があります。

また、中核市である奈良市は、県と連携しつつ、広域的な役割を持つと同時に次に述べる市町村と同じように地域的な役割を併せ持つことになります。

(2) 市町村の役割

市町村には、犬の登録の実施率の向上等、狂犬病予防体制の維持強化に当たると共に、不適正な多頭数飼養による周辺的生活環境の侵害を防ぐなど、地域社会に密着した事例について、県と協力して、その改善を図っていく責務があります。さらに、“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の中での市町村の果たす役割は大きく、自治会単位の「犬のしつけ教室」の開催など、きめ細かな取り組みが重要です。

また、“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の観点に立った、それぞれの地域における動物愛護管理の担い手の活動の支援や身近な広報誌やネットワークを用いて、所有者の社会的責任の自覚の啓発や、地域住民の動物への理解の促進といった重要な役割があります。

(3) 所有者の役割

“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の実現に向けて、動物を飼養する“所有者”が果たすべき役割とは、関係法令や地域社会のルールを遵守し、動物の生理、生態、習性を考慮して生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。本県が推進する動物愛護管理行政の三大原則である、適正飼養、繁殖制限及び終生飼養を十分に理解し、実践し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していくことが求められます。

(4) 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、動物のプロフェッショナルとしての自覚に基づき、健康な動物を適正に保管、提供すると共に、動物愛護管理法に基づき、購入者に対し、所有者責務の浸透を図るなどして、“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の一翼を担うという社会的役割を負っています。また、動物取扱業者は自己も所有者の一員であり、動物の所有者としての模範となるように、常に県民からの視線を十分に意識し、動物取扱業界の発展に寄与しなければなりません。

(5) 県民の役割

“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”は、動物からの危害をなくす、動物に危害を加えないという、人と動物にとって安らかで心豊かな社会づくりを大前提としています。

「私は、動物を飼養していないから関係がない」というふうに関心になることなく、動物を飼養している方や動物取扱業者に対して関心を持ち、問題意識を共有することで、間接的に動物、地域、社会全体とつながりながら心豊かな社会づくりに協力することが求められます。

(6) 動物愛護推進員の役割

現状では未だ動き出していませんが、県民の皆さんの中から動物愛護に熱意と一定の識見を有し、“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の趣旨に賛同していただける方に動物愛護管理法に規定された「動物愛護推進員」を委嘱していく予定です。

この動物愛護推進員の方々には、動物愛護センターを拠点施設として大いに利用していただきながら、“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の中心的な役割を果たしていただくことを期待しています。

(7) 動物愛護団体、ボランティア、関係団体等の役割

動物愛護団体、ボランティア、NPO等には様々な考え方や運動の方針がありますが、実践方法論に違いはあっても、共通の理念として通じるころはあり、“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”は、総論的には多くの団体、個人に受け入れられるものと考えられます。

この連携が可能な部分で“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”への協働、また、独自の事業の中での動物愛護管理施策への協力を重ねながら、県や市町村のパートナーとしての信頼関係の構築が期待されています。

また、(社)奈良県獣医師会については、狂犬病予防体制の維持、動物愛護週間事業への協力、繁殖制限手術の普及等に連携して当たるほか、動物由来感染症の調査研究や、技術研修会の実施などを通じて、専門的や技術的な分野での本計画への参画が期待されます。

第3 課題への具体的取組

本計画では、具体的に取り組むべき課題として、以下の7点に集約して推進していきます。そしてこれらの課題に取り組むため、関係機関、団体、ボランティア等と連携し、“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”をめざします。また、人が動物との暮らしの中で果たすべき責任とは、「動物を良い状態に保つ」「動物の命を大切にすること」ということ、もう一つは、社会に対する責任であり、動物も地域社会の一員であることを自覚し、周辺住民の方々の生活に迷惑をかけないという、ごく当たり前の「マナーを守る」ということです。

【取り組む主な課題】

- 1) 所有者の動物への責任、社会に対する責任の徹底
- 2) 動物愛護センターにおける動物の適正な取扱い
- 3) 教育機関との連携システムの構築
- 4) 地域社会への啓発と協働体制の推進
- 5) 動物取扱業の適正化、社会的責任の徹底
- 6) 実験動物および畜産動物に対する責任の徹底
- 7) 県民と動物の安全の確保

1) 所有者の動物への責任、社会に対する責任の徹底

県は、飼養動物を原因としたトラブルの発生を防止するために、所有者の社会的責任である動物と周辺環境への配慮に基づき、適正飼養、繁殖制限、終生飼養の三原則を推進します。さらに関連法規の遵守、飼養動物の室内飼養や特定動物の適正管理等といったマナーとルールへの徹底化を軸に施策展開を行います。

また、安易な動物の飼養・濫用を排除し、虐待、遺棄等に対しては「犯罪」として警察と連携、対処します。

施策1 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底

生後91日以上の子犬の所有者は、「狂犬病予防法」により犬の登録及び狂犬病予防注射の接種義務があり、また、県は世界各国、特にアジア地域において多くの発生のある「狂犬病」の国内発生時に即応するために、登録、注射の実施率の向上と個体識別措置の徹底化を図り、狂犬病まん延防止に努めます。

- ・登録窓口である市町村による“無登録犬の掘り起こし事業”の検討
→モデル地区を設定し、飼養実数頭数のスクリーニング試験等
- ・市町村職員に対する「狂犬病」に関する研修会等の開催
- ・開業獣医院での登録・注射に関する必要性の啓発
- ・動物取扱業者による販売時における登録・注射に関する必要性の啓発

奈良県全域（奈良市を含む）	登録頭数	注射頭数	注射率
平成18年度	62,238	44,630	71.7%
平成17年度	62,763	44,411	70.8%
平成16年度	61,018	44,340	72.7%

表1 犬の登録・狂犬病予防注射頭数

- ・ 犬の登録率の向上 (実数把握できていない) ? → 推定70%に
- ・ 犬の狂犬病予防注射実施率の向上 71.7% → 80%に

施策2 適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発、室内飼養の推進

近年、保健所に寄せられる動物に関する苦情や相談については、これまでの野犬の横行や咬傷事故等と比較して、所有者のモラルの欠如やマナー不足による迷惑行為、多頭数飼養に起因する周辺環境の悪化、虐待・遺棄に関するもの等が増加傾向にあります。

「適正飼養」を啓発することで、所有者一人ひとりに対し動物に関する知識をさらに深める必要があり、「終生飼養」はもちろんのこと、「繁殖制限」手術が個体にも社会的にも有用性が高いことの理解を広めなくてはなりません。

また、動物の「室内飼養」は、所有者にとって飼養動物との交流の時間の増加や疾病の早期発見等多くの利点があり、社会的には今後の普及啓発の一つの柱となると考えます。

- ・ 市町村、保健所及び動物愛護センター、狂犬病予防注射会場、譲渡講習会、動物取扱責任者研修及び動物愛護団体との協働事業やイベント等のあらゆる機会を通じて三原則【適正飼養、繁殖制限、終生飼養】及び室内飼養の普及啓発の徹底化
- ・ 保健所、動物愛護センターにおける飼養前、飼養後の無料相談コーナーの設置

		収容頭数		計	処分頭数		
		捕獲	引取り		返還	譲渡	安楽死
犬	成犬	512	348	860	56	5	809
	子犬		656	656	0	90	561
	小計	512	1,004	1,516	56	95	1,370
ねこ	成ねこ		475	475	2	1	485
	子ねこ		2,057	2,057	0	0	1,964
	小計		2,532	2,532	2	1	2,449
計		512	3,536	4,048	58	96	3,819

表2 動物の取扱頭数(平成18年度)

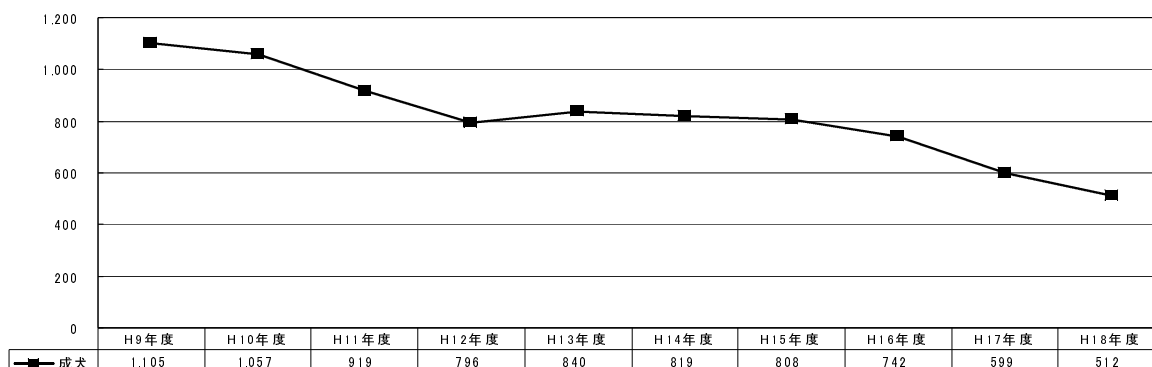


図1 犬の捕獲頭数の推移(過去10年間)

施策3 犬、ねこの「引取り手数料」の設定

所有者の飼養に対する責任として、また、受益者負担の観点から、飼養放棄で保健所、動物愛護センター等に持ち込まれた犬、ねこについて「引取り手数料」を設定します。具体的には、平成20年度に動物愛護センターが新たに開所することから、同センターが県民に十分に周知された上で市町村とも協議のうえ、実施していくこととします。

(動物愛護管理法第35条第1項：所有者の判明しているものに限る)

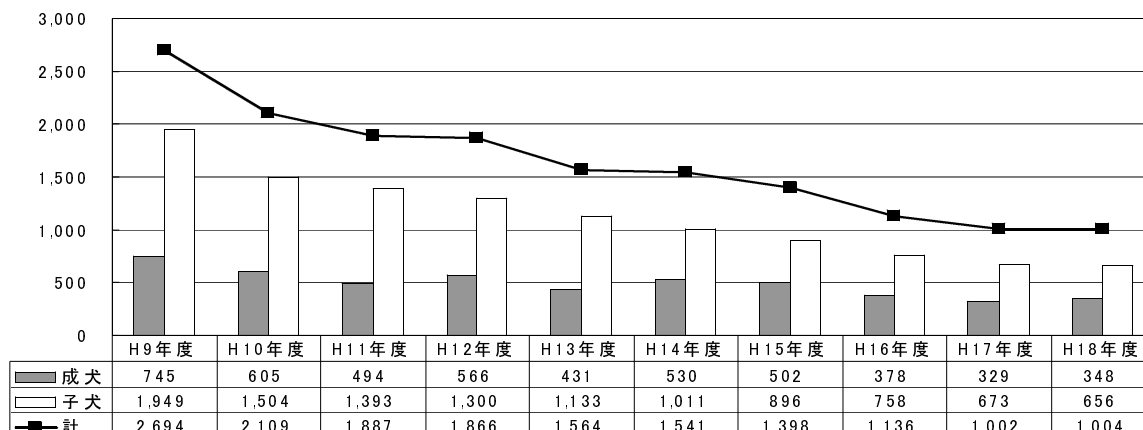


図2 犬の引取り頭数の推移(過去10年間)

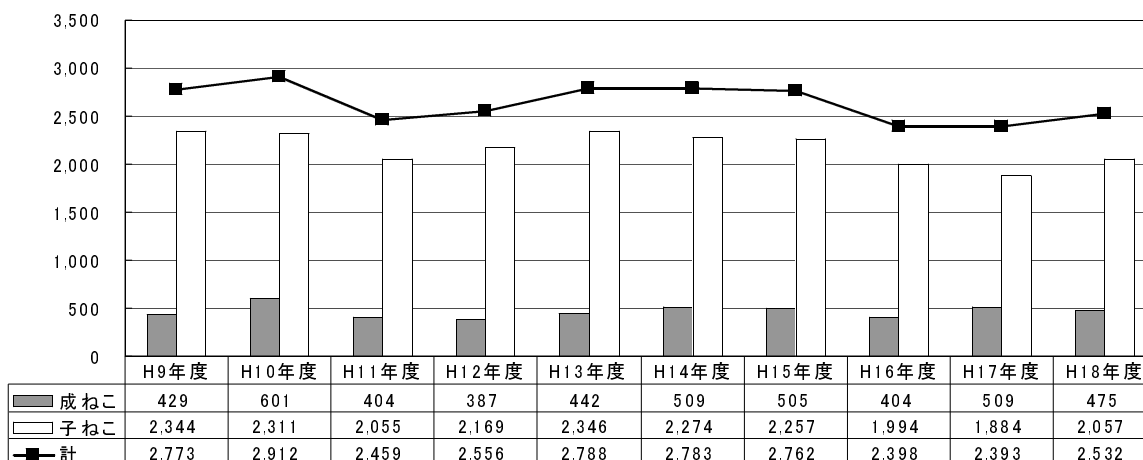


図3 ねこの引取り頭数の推移(過去10年間)

施策4 動物の遺棄、虐待、ネグレクトへの対応

動物の遺棄、虐待は、明らかな動物愛護管理法違反であり、こうした事例に対しては、社会的警鐘を鳴らす意味からも、市町村、地域の動物愛護推進員等との協力による綿密な調査に基づいて、警察と連携し厳格に対処していきます。

特に、「虐待」の中で、その数が最も多いにも関わらず、立証が困難であるネグレクト(飼養放棄による消極的虐待)についても、緻密な調査、指導のうえ厳格な対応が必要です。また、近年、各地で発生している動物取扱業者に起因する、こうした事例においても、同様に厳格な対応が必要です。

施策5 周辺の生活環境への配慮の徹底

多頭数飼養に限らず動物を飼養することにより、その鳴き声、臭気、被毛の飛散及びハエやノミ等の衛生害虫に起因した生活環境の悪化による周辺住民とのトラブルが、近年、保健所等に多く寄せられる現状にあります。これらは所有者の飼養マナーの欠如によるものが多く、条例に基づいた指導等のほか、飼養方法についての技術的助言やねこ等の室内飼育を啓発していきます。

施策6 所有者のいないねこへの対応

ねこについては、犬のように「保健所が捕獲する」という法的根拠はありません。

多くの地域で所有者のいないねこが存在し、それぞれの地域で社会的な問題となっています。そのねこによって、生活環境上の実害を受けている人たちと、エサを与える人たちの間には、ねこの存在に関する受け止め方や考え方に大きな隔たりがあります。

このことについて、“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の観点から、行政がどのような形で当該地域住民や関係者と関わっていくのかを県民の方々との議論し、その具体的な指導方法について検討していきたいと考えています。

- ・パンフレットや立て看板の設置等により“エサを与えること”で爆発的に「数」が増えること、「迷惑ねこ」になってしまうこと、かえってネコが「不幸」になること（縄張り争い、病気、妊娠・出産等）を啓発していきます。

施策7 所有者明示（個体識別）の推進

犬及びねこの所有者明示の実施率は約25%といわれています。（環境省告示による）

動物の所有者を明らかにすることで、犬、ねこの突然の逸走や盗難に対応が可能となり、また、所有者の知らないところでの周辺への迷惑行為や、動物の遺棄の抑止も期待されることから、この所有者明示の有用性について普及啓発を図っていく必要があります。

- ・個体識別の方法として、「登録鑑札」、「予防注射済票」、「名札」等のほか、「マイクロチップ」の普及も視野に入れて所有者明示を推進していきます。
- ・装着器具や方法について、動物愛護センターでのイベント等におけるデモンストラーションやパンフレットを配布することで普及啓発を実施していきます。

施策8 特定動物の適正管理の徹底

特定動物の飼養には、法に基づく飼養許可が必要で、人的な要件と物的な要件を満たす必要があります。万一、特定動物が逸走するようなことがあれば、周辺住民に大きな危険が及ぶだけに、その飼養管理にはより大きな社会的責任が伴います。

したがって、施設基準の遵守はもちろん、安易な飼養放棄の防止、逸走防止のための措置、逸走時の収容方法、マイクロチップ等による個体識別措置等を徹底させるとともに、適正管理の監視を強化します。

2) 動物愛護センターにおける動物の適正な取扱い

“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の推進拠点として、まず、この動物愛護センター内において、保護動物の健康と安全の確保のために動物を適正に取り扱い、「動物を良い状態に保つこと」と「動物の命を大切にすること」を実践するとともに、更なる殺処分頭数の減少に向けて、適正飼養、繁殖制限及び終生飼養等の普及啓発を基本とした様々な施策を展開しながら、動物愛護団体等との連携強化により返還率及び譲渡率の増加を目指します。

「動物愛護センター」における保護と管理及び普及啓発の確立

- ◇ “苦情処理から普及啓発へ”と施策の変換
- ◇ 飼い犬の登録及び鑑札等（個体識別票）の装着率の向上
- ◇ 保護・収容に関する情報処理システムの確立⇒返還率の向上
- ◇ 保護・収容された傷病動物に対する治療体制の確立
- ◇ 危機発生時の即応体制 ⇒必要な施設設備の確保と対策本部の立ち上げ
- ◇ 安楽死処分方法の改善 ⇒炭酸ガスから麻酔死への移行
- ◇ 引取り時の指導の強化、徹底と「引取り」の有料化
- ◇ ねこの苦情への本格的対応
- ◇ 譲渡等により生存の機会の向上

施策9 抑留後の保管期間の延長

現行の狂犬病予防法、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の規定では、捕獲・抑留後に市町村及び保健所において2日間公示し、公示期間満了後1日の期間（計3日間）を定めて当該犬を処分できるとされています。

しかし、動物愛護センターの整備に伴い、収容動物を適正な環境で保管のうえ、保護期間を延長（⇒1週間程度(7日間)）することにより、所有者への返還の可能性を高めます。

施策10 所有者への返還率の向上

保健所等により保護・収容される動物については、管理不手際等によって逸走したものも含まれています。また、遺失物法の改正に伴い、従来、警察署で遺失物として保管されていたものの相当数が動物愛護センターに搬入されることが予想されます。

保管期間を1週間に延長することと、所有者の判明しない動物の情報処理システムの整備、HP等を活用した県民に対する情報の提供や所有者明示の有用性を徹底的に広報することで返還率の向上を図ります。

（負傷犬も含む）

奈良県全域	保護頭数	返還頭数	返還率
平成18年度	512	56	10.9%
平成17年度	599	78	13.0%
平成16年度	742	59	7.7%

表3 保護・返還頭数

施策11 適性のある動物の生存の機会の向上

犬、ねこの譲渡については、「適性のある動物」を「その適性にあった責任ある家庭」に委ね、譲渡する行政側が譲渡希望者の適正飼養評価を厳格に行い、安易な飼養を排除することが重要であります。

動物愛護センターの開所に伴い、動物愛護団体、ボランティアの方々との協働作業、参加を得ながら、成犬およびねこの譲渡に取り組みます。当面は飼養適性の高いものを対象にスタートし、評価基準やトレーニング技術の確立と習得を図るとともに、子犬の譲渡については、現行の制度を拡大します。

併せて、譲渡者の適正飼養評価及び飼養状況現地確認の体制を確立します。

施策12 傷病動物への治療体制の構築

従来から、交通事故等による負傷及び疾病状態で保護、搬入される動物が年間を通じて数多くあります。現状では、ほとんどのものを安楽死処置するしかない状態ですが、動物愛護センターの開所により十分な治療体制を構築することで、当該動物の健康と安全の保持等を図っていきます。

奈良県全域	犬	ねこ	たぬき他
平成18年度	81	60	0
平成17年度	84	54	2
平成16年度	57	95	0

表4 傷病動物対応数

施策13 殺処分頭数の半減化への取組み

動物の殺処分頭数を、“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の一つの指標と見なし、その最終目標をゼロと設定、この5年間でその半減化を目指します。そのためには、徹底した適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発に重点をおいて、犬、ねこの保護・引取り頭数の低減化を図っていきます。

併せて、犬ねこの保護・譲渡を推進していきます。

また、所有者の判明しないねこへの対策も殺処分頭数の減数への重要な要因であることから、そのための措置を推進していきます。

() : 子犬、子ネコの数

奈良県全域	犬	ねこ	計
平成18年度	1,370(561)	2,449(1,964)	3,819
平成17年度	1,420(581)	2,313(1,803)	3,733
平成16年度	1,628(575)	2,375(1,967)	4,003

表5 殺処分動物数

() : 子犬、子ネコの数

奈良県全域	犬	ねこ	譲渡率(子犬のみ)
平成18年度	95(89)	2	14.6%
平成17年度	96(78)	2	12.5%
平成16年度	191(169)	0	23.4%

表6 譲渡頭数

施策14 動物にかかる最善の殺処分方法の選択

現行の「殺処分」の方法は、動物をガス室に追い込み、炭酸ガスを用いて同時に安楽死させるものでありますが、動物に恐怖感を与えるなどの理由から、「殺処分」に対する誤解を生み出す原因ともなっています。現状ではこれに代わる方法を見いだすのは困難であります。返還・譲渡頭数を増やし、殺処分頭数を減少させることにより、例えば、個体ごとの麻酔薬による「安楽死措置」を施すことなど実践していきます。

『目標の数値設定』 《一応、5年後の目標とする》

・ 苦情の軽減化	—————	5年で25%減
・ 犬の收容頭数の軽減化	—————	5年で30%減
・ 犬の殺処分頭数の半減化	—————	5年で50%減
・ 犬の殺処分方法の改善	—————	早期に麻酔等による安楽死処分に移行
・ 成犬の返還	—————	5年以内に20%の返還率に
・ 成犬 ・ 子犬 ・ ねこ	）の譲渡	⇒ 5年以内に5%～20%の譲渡率に

3) 教育機関との連携システムの構築

子ども達を対象として動物愛護思想を啓発、推進していくためには、幼・小・中学校を中心とした教育界との連携が必要であり、児童教育の専門家が作成した子どもの成長過程に応じた「命の学習」の教育プログラムについて実践していくことを検討します。

獣医師会との連携により、学校での飼育動物に関する動物愛護や動物由来感染症についての支援体制を構築します。

施策15 動物愛護センターを中心とした「命の学習」の実践

これまでの「動物とのふれあい教室」は、動物愛護精神の普及啓発のため、保健所等が小学校等に出向いて、低学年を対象に「生活」の時間を活用して実施してきたものであり、学校現場からは高く評価されています。しかし、このような訪問型の啓発活動は実施校の数に限界があり、今後は、動物愛護センターを総合的な普及啓発拠点として、県下の多くの小学校等に来場していただき実施していくよう検討します。

施策16 教育現場での動物愛護に係る段階的なプログラムの構築

動物愛護センターでは、“動物を学ぶ”“動物から学ぶ”そして“動物のために学ぶ”など様々な角度から動物に関する学習プログラムを検討していきます。動物愛護センターへの遠足や校外活動等の来場の機会に、これらのプログラムへの参加により、動物愛護や適正飼養の普及啓発を図っていきます。また、小・中学校対象に学年に応じた数回にわたるプログラムを組み、“動物とのふれあい”から“動物の命の尊厳”までを段階的に学習してもらえよう検討していきます。

施策17 学校飼育動物への支援活動

(社)奈良県獣医師会と連携して、学校飼育動物をよりよい状態におくことや動物由来感染症に関する講習の支援を行い、それを通じて動物愛護、適正飼養について普及啓発を図っていきます。また、動物愛護センターでの動物愛護に係る取り組みを通じて、子ども達が命の大切さを学び、やさしさと思いやりの心を育む学習プログラムを教育現場の専門職と共に検討していきます。

4) 地域社会への啓発と協働体制の推進

近年の著しいペットブームにより、ペットショップでは多種多様の動物が日々販売され、購入者も動物飼養に関する十分な知識を持たないまま、安易に購入、飼養することになり、結果として飼養放棄や遺棄事例が発生します。また、不安定で地域社会の脅威となりかねない多頭数飼養の存在や経営破綻から不適正な飼養状態となりかねない動物取扱業など動物を巡る地域社会での問題が多いのが現状です。

その解決と課題への対応を図るため、県、市町村及び動物愛護団体等とが各々の役割分担のもと、緊密に連携して地域の実情に応じた多様な取組みを推進します。

施策18 動物愛護センターを活用した体験学習の実施

夏期などにおいて、県内の小・中学校の生徒を対象とした動物愛護センターでの“動物飼養”の体験コースを設定し、動物の温かさ、命の大切さや適正な飼養の必要性など実際に体験してもらい、年少時代からの動物愛護精神の涵養を図るとともに次世代への適正な動物の所有者の育成に努めます。

施策19 市町村、ボランティアと連携した「しつけ教室」「家庭犬教室」の開催

“動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり”の様々な活動を展開していく中で、市町村の果たす役割は大きく、すでに単独で「動物のしつけ方教室」を定期的で開催している市町村もあり、今後、県、さらに地域に根付いたボランティアの方々や愛護団体と協働して「しつけ教室」や「家庭動物のいろいろ相談教室」等を開催していきます。

また、ねこの多頭数飼養に起因した地域住民とのトラブルや、所有者不明のねこに対してのエサやり問題等に対して、市町村、ボランティアとともに適正飼養の普及や解決方法について検討していきます。

施策20 ボランティアの育成、支援体制の構築

動物愛護センターを中心として、県下全域において数多くの動物愛護事業を展開していくためには、県職員だけでなく市町村職員、また、地域に根付いたボランティアの方々との協働が必要であり、ボランティアの方々の育成及び支援体制を構築していきます。

施策21 動物愛護推進員の委嘱の推進と活動への協力

今後、地域における犬、ねこ等の動物愛護の推進に熱意と識見を有する者に対して「動物愛護推進員」を委嘱していきます。また、地域に密着した動物飼養に係る多くの問題に対して、迅速な解決と発生の防止のために、地域特性を熟知した市町村とともに推進員の方々を対象として、必要な知識の習得、スキルアップを目的とした研修会の開催やさまざまな推進員活動への支援も充実していきます。

【今後の推進員活動の基礎となる項目】

- 犬、ねこ等の動物の愛護と適正飼養について地域住民への普及啓発
- 所有者に対する犬、ねこ等の飼養に関する助言
- 犬、ねこ等の譲渡のあっせん、その他の支援
- 地域住民の求めに応じた、犬、ねこ等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言
- 行政の動物愛護管理施策への協力

施策22 動物愛護推進協議会の設置等

動物愛護推進員の委嘱を推進していくとともに、各推進員と市町村との連携また推進員同士の連絡、協力体制を確保していくために、県が中心となり動物愛護推進活動の活性化を図ることを目的として「動物愛護推進協議会」を設置します。協議会は、県、市町村、獣医師会、動物愛護を目的とした公益法人及び動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等を構成員として、地域において動物愛護推進活動がやりやすくなるような方策を検討していきます。

施策23 動物病院、獣医師会とのネットワークの強化

動物病院及び獣医師会は、地域の獣医療施設であるとともに、動物に関する相談窓口でもあります。動物愛護センターと県内の動物病院をネットワーク化することで、動物の保護・収容や動物愛護精神の普及啓発の活動が大きく展開し、動物の救急救命体制や譲渡動物の所有者への事前・事後の指導体制も確立されることが予想できるので、さらなる協働体制の関係強化を検討していきます。

5) 動物取扱業の適正化、社会的責任の徹底

動物取扱業における動物の適正な保管の徹底とともに、動物販売業者が購入者等に対して、所有者としての自覚を促す社会的な役割を十分に認識させ、また、さらなる資質の向上を図ることを目的とした研修会の開催や適時適切な監視指導を行うなど、事業者の社会的責任を明確にするための施策を実施します。

施策24 動物取扱業への監視指導体制の強化

動物愛護管理法の改正に基づき、動物取扱業が「届出制」から「登録制」に移行し、当該業者に係る施設基準や管理の方法の細目等が整備されたことで、無登録業者や不適正業者の確実な排除と法の遵守を徹底します。あわせて、今後、毎年必修となった「動物取扱責任者研修」等を通じて、適正な事業者、従業員の育成を図りながら、当該業者に対し監視、指導体制の強化を図ります。

※平成18年度についてはH19.5.31現在

奈良県全域	施設数	販売	保管	貸出	訓練	展示
平成18年度	358	235	194	7	30	12
平成17年度	233	154	141	12	21	4
平成16年度	223	155	135	8	18	3

表7 動物取扱業の施設数の推移

施策25 動物販売時の購入者に対する啓発指導の推進

動物取扱業者には、県民が新たに動物を飼い始めるときに、動物の生理・生態・習性についての知識、病気になったときや飼養にかかる費用、問題行動の可能性、幼齢動物の社会化、高齢動物の世話等、動物を飼養していくうえで必要かつ十分な知識を与えなければなりません。そのために、販売時の説明義務や販売記録の保存等の新たな基準を適切に遵守させるよう、関係資料（ガイドライン、チェックリスト等）を提供して啓発・指導強化していきます。

施策26 優良動物取扱業者の育成と業界全体の資質の向上

動物愛護の観点から、法を遵守し、動物及び施設の適正な管理を実践している事業者に対して、「優良事業者」としての表彰や動物愛護推進員への委嘱を行い、県民へわかりやすい選択の目安となるように努めるとともに、動物取扱業界全体がレベル向上に取り組んでいけるよう、事業者団体や動物愛護団体等と連携して事業者の育成と資質の向上を指導していきます。

6) 実験動物、産業動物への責任の徹底

学術研究や畜産物の生産のために飼養されている実験動物及び産業動物については、その飼養目的に応じた適正な飼養管理が求められており、動物の愛護及び管理の観点から飼養実態を把握するとともに、関係機関や関係団体等と連携を図り、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）」及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年10月9日総理府告示第22号）」に基づく適正な飼養管理の実践をめざします。

施策27 実験動物における管理の適正化の徹底

県内の実験動物飼養施設等における飼養状況を把握するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知、特に「3Rの原則」について啓発していきます。

※3Rの原則

国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項で、「苦痛の軽減（Refinement）」「使用数の削減（Reduction）」「代替法の活用（Replacement）」をいう。

施策28 産業動物における管理の適正化の徹底

県内の畜産業者や養鶏農家等に対して、農林部局との連携により、家畜、家禽などの産業動物の適正な取扱い、施設の管理について十分に指導するとともに、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の遵守を周知徹底していきます。

また、狩猟犬や身体障害者補助犬についても、関係部局と連携して、動物愛護の観点に基づいて飼養管理等の周知に努めていきます。

7) 県民と動物の安全の確保

近年、新興・再興感染症と称せられる動物由来感染症や“輸入狂犬病”など動物に関連した多くの疾病が脚光を浴びています。また、カミツキガメ等の外来生物や飼養許可制となった特定動物による問題が地域社会へ危険性を高めており、さらに大型地震等の発生に伴う災害時の動物救済活動が展開されています。

このような人と動物を取り巻く環境変化に伴い、それらに対する的確な対応や、災害発生を想定した対策を充実させることにより、人と動物の安全確保を図ります。

“危機は必ず起こる” 先例に学びながら、動物愛護センターを中心に対応する

施策29 動物による危害や周辺的生活環境が損なわれる事態等の発生防止

野犬、放浪犬や放し飼い犬による咬傷事故は、年間約50件近く発生しており、また、犬やねこの多頭数飼養に起因して周辺的生活環境が損なわれる事態が急増している現状にあります。このような周辺住民への危害発生を防止する対策や特定動物の飼養施設の監視指導の強化策を検討していき、「動物」に起因したあらゆる事故の対応策を構築します。

施策30 動物愛護センターを中心とした動物由来感染症対策のための拠点整備

動物由来感染症対策として、動物愛護センターに現場対策本部的な管理・検査体制を構築し、「狂犬病発生」を想定した狂犬病予防体制の再チェックや狂犬病予防注射実施率向上のための対策、狂犬病ガイドライン2001に基づくシュミレーション体制を整備していきます。

さらに、公衆衛生の他機関と協力、連携し、動物由来感染症対策及び調査研究体制を構築することにより、「動物」に起因したあらゆる疾病に対応できる拠点として動物愛護センターを整備していきます。

施策31 地震等、大災害発生時における動物救援体制の構築

大規模災害の発生などに備えて、各関係機関との動物救援体制を整備するとともに、動物の「命」の安全を確保するための方策をあらゆる方面から検討していきます。また、警察や近隣自治体との協働体制を構築することも重要であり、大学をはじめとする研究機関や動物関連業者等との連携も視野に入れ、多面的、広域的に事業の展開を図ることが必要です。

さらに、災害時には行政側が業務上知り得た多頭数所有者、特定動物の飼養許可を有する者並びに動物取扱業者における、多頭数の逸走等に対する危機対策も同様に対応することが重要です。

資料1 奈良県動物愛護管理推進計画の策定経過

□平成18年10月31日

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の告示
(環境省告示第140号)

□平成19年 4月 1日

「奈良県動物愛護管理推進計画策定委員会」設置要綱

「奈良県動物愛護管理推進計画策定委員会」委員公募実施要領

「奈良県動物愛護管理推進計画策定委員会」委員公募に係る選考要領

の策定

□平成19年 6月 1日～25日

奈良県動物愛護管理推進計画策定委員会公募委員の募集

□平成19年 8月 9日

第1回 奈良県動物愛護管理推進計画策定委員会の開催

□平成19年 8月15日～ 9月14日

「奈良県動物愛護管理推進計画(案)」にかかる

⇒県民へのパブリックコメントの募集

⇒各市町村からの意見聴取

□平成19年12月 3日

第2回 奈良県動物愛護管理推進計画策定委員会の開催

□平成20年 2月

「奈良県動物愛護管理推進計画」の公表

資料2 奈良県動物愛護管理推進計画策定委員会委員名簿

委員氏名	所属・役職	備考
◎中川 幾郎	帝塚山大学大学院法政策研究科 教授	学識経験者 (行政学)
鎌田 洋一	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授	学識経験者 (獣医公衆衛生学)
宗 武司	社団法人奈良県獣医師会 会長	獣医師 (獣医療業界代表)
佐々木 幸恵	社団法人日本愛玩動物協会 奈良県支部長	動物愛護団体関係
泉 幸宏	奈良市保健所生活衛生課 課長補佐	中核市：動物行政担当
加藤 智治	橿原市環境対策課 課長補佐	市町村：動物行政担当
福角 啓子	宇陀市中央公民館 館長	市町村：教育関係
藪内 裕美	「奈良県動物愛護管理推進計画 策定委員会公募実施要領」に よる公募委員	県 民
井上 謡子		

◎委員長

□事務局：奈良県福祉部健康安全局生活衛生課

資料3 動物の愛護及び管理に関する施策を推進のための基本的な指針

【平成18年10月31日環境省告示第140号】

動物の愛護及び管理に関する法律第5条第1項の規定に基づき、告示された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」）の概要は次のとおりです。

1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

- ・ 命に対する感謝と畏敬の念を動物の取扱いに反映
- ・ 周囲に危害や迷惑をかけないように、所有者は、動物の飼養・保管に伴う責任を十分に自覚すること
- ・ 動物の愛護及び管理について共感と参加を呼び起こすことのできる理念の形成

2 今後の施策展開の方向

- ・ 動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施
- ・ 不妊去勢措置の推進により、犬及び猫の引取り数を半減（42万頭→21万頭）
- ・ 普及啓発、個体識別等の推進により、動物の遺棄防止等を徹底
- ・ ガイドラインの策定等により、所有者のいない猫等の適正管理を推進
- ・ 登録制度の着実な運用により、動物取扱業の一層の適正化を推進
- ・ 動物愛護推進員の委嘱を推進
- ・ 「3Rの原則※」や実験動物の飼養保管等基準の周知
- ・ 動物の救護等の体制の整備と逸走防止や所有明示等の所有者責任の徹底
- ・ 科学的な知見等に基づいた施策展開のための調査研究を推進

3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- ・ 計画期間は、原則として平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間
- ・ 計画の記載項目は、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針、動物の適正飼養の施策、普及啓発に関する事項、必要な体制の整備等、地域の事情に応じて検討
- ・ 策定に当たっては、多様な意見の集約及び合意形成の確保に努める。

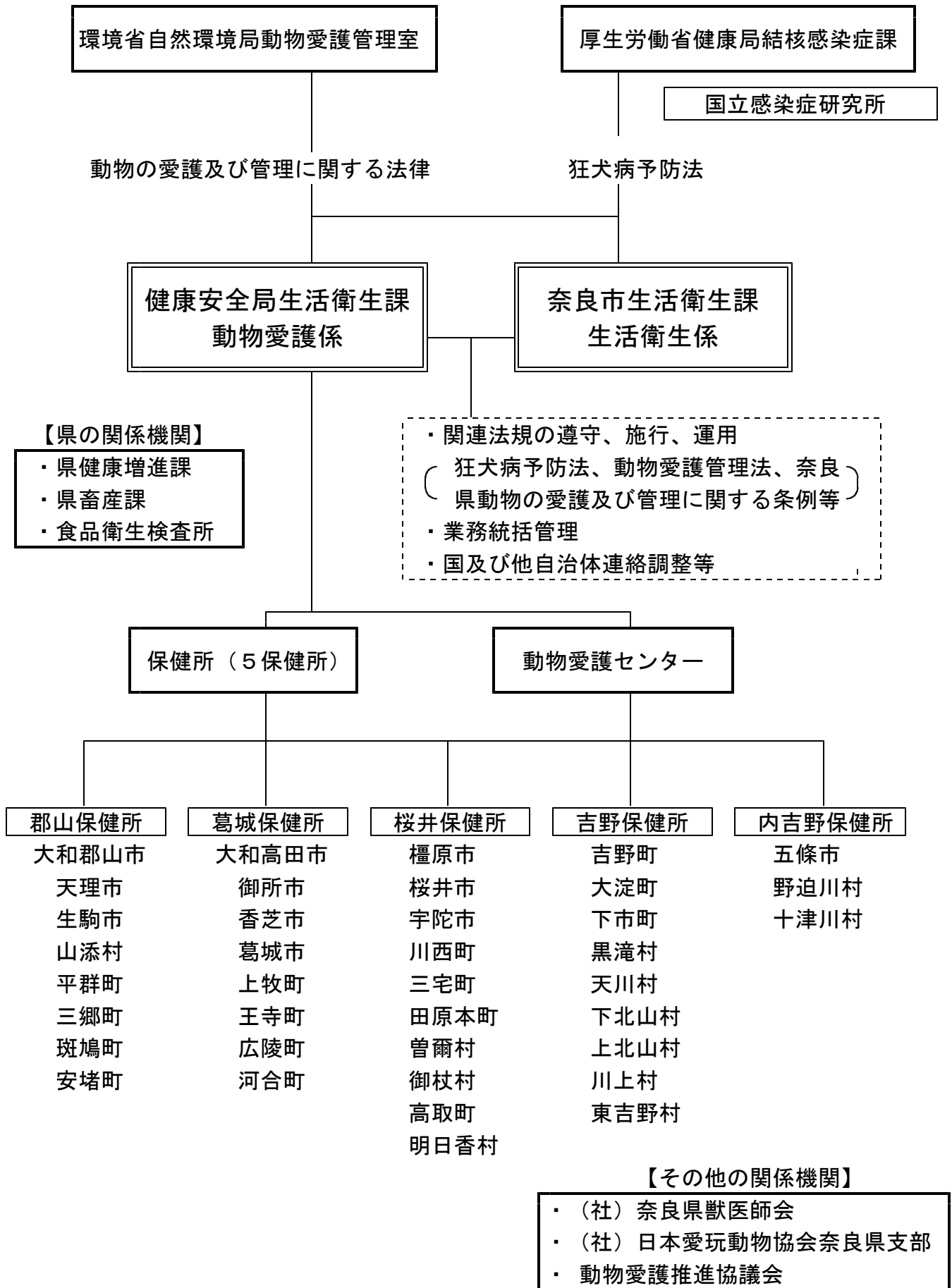
4 基本指針の点検及び見直し

- ・ 毎年、基本指針の達成状況の点検等を行う。
- ・ 策定後、5年目に見直しを検討する。

※3Rの原則

国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項で、「苦痛の軽減（Refinement）」「使用数の削減（Reduction）」「代替法の活用（Replacement）」をいう。

資料4 動物行政系統図

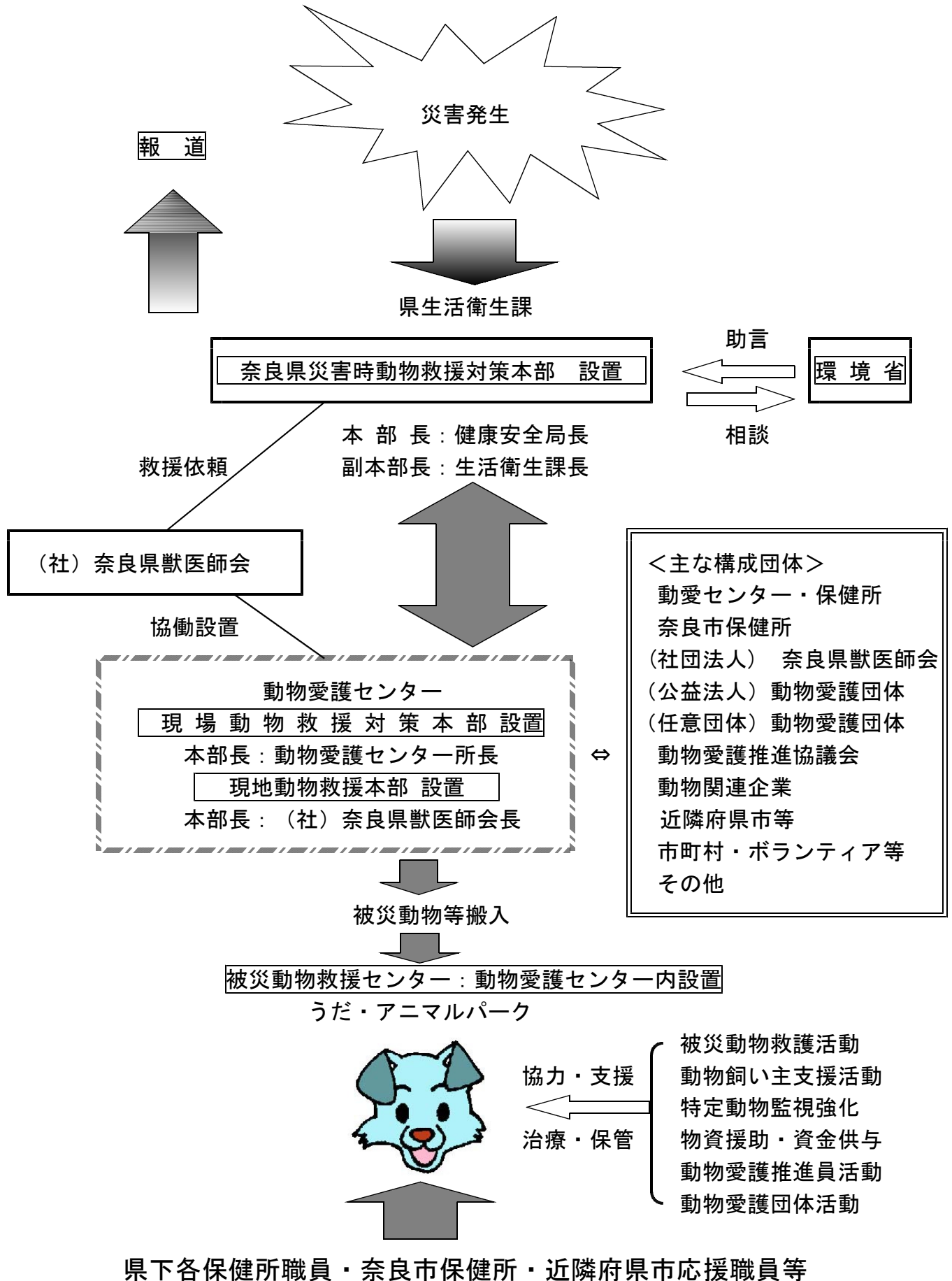


資料5 年次別行動計画

施 策	年 度				
	20	21	22	23	24
動物愛護センター	○動物愛護管理思想の普及啓発、動物愛護週間事業の実施 ○災害発生時における動物救援拠点 ○動物由来感染症対策の総合調査研究の拠点としての役割				
施策1 犬の登録・予防注射の徹底	無登録・未注射の飼い主への指導方法の検討		実施		
施策2 適正飼養・繁殖制限・終生飼養	ポスター・パンフレットの作成		実施		
施策3 犬、ねこ「引取手数料」の設定	有料化検討	市町村と協議	実施		
施策4 動物の遺棄、虐待等への対応	ポスター・パンフレットの作成		動物愛護指導員等による巡回監視		
施策5 周辺的生活環境への配慮の徹底	生活環境被害の実態把握・・・重点指導・勧告・措置命令				
施策6 所有者のいないねこへの対応	所有者のいないねこへの対策の検討		動物愛護指導員等による巡回		
施策7 所有者明示（個体識別）の推進	マイクロチップの推進・対策検討・ポスター等普及啓発				
施策8 特定動物の適正管理の徹底	監視事項等検討		実施		
施策9 抑留後の保管期間の延長	実施（市町村と協議・啓発方法検討）				
施策10 所有者への返還率の向上	不明動物の情報処理システムの整備・所有者明示の啓発及び広報				
施策11 適性のある動物の譲渡	譲渡システムの構築・普及啓発		動物愛護推進員との協働 譲渡犬追跡調査の実行		
施策12 傷病動物への治療体制の構築	動物愛護センターでの治療の実施・傷病動物対策検討会の開催				
施策13 殺処分頭数の半減への取り組み	動物取扱業者・保健所窓口・動物病院に「飼う前相談指導コーナー」設置・啓発資料作成配布				
施策14 動物の最善な殺処分方法の検討	早急に麻酔薬による安楽死に移行				
施策15 「命の学習」の実践	「動物どのふれあい教室」継続			事業評価	改善・継続

施 策	年 度				
	20	21	22	23	24
施策16 教育現場での愛護プログラムの構築	校外学習のセンター活用、動物愛護管理思想の啓発活動の体制構築				
施策17 学校飼育動物への支援活動	学校飼育動物の実態把握		獣医師会と協働体制で適正飼養サポート		
施策18 動愛センターでの体験学習	動物飼育体験コースの内容検討			実 施	
施策19 「しつけ教室」等の実施	教材作成・ボランティア等役割の検討			実 施	
施策20 ボランティアの育成、支援等	ボランティアの募集・育成・組織化・各種事業への参画				
施策21 動物愛護推進員の委嘱の推進と活動への協力	動物愛護推進員募集要綱の作成・募集・委嘱 ・組織化・育成・市町村との連携			推進員募集 活動継続	推進員募集 活動継続
施策22 動物愛護推進協議会の設置	動物愛護推進協議会設置要綱の作成・市町村との連携			実 施	
施策23 動物病院、獣医師会との連携	飼り前相談窓口設置等愛護センターとの協働体制確立				
施策24 動物取扱業の社会的責任	監視指導表作成・実態把握		自主管理点検表の作成等		
施策25 動物販売時の啓発指導の推進	標識の表示、登録・注射・チラン作成配布・飼養前事項等説明			巡回指導強化	
施策26 優良動物取扱業者の育成等	監視指導による実態把握		指導・育成		
施策27 実験動物の管理の適正化	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の遵守指導				
施策28 産業動物の管理の適正化	関係機関と協議・産業動物の飼養及び保管に関する基準の周知徹底				
施策29 動物による危害や周辺環境が損なわれる事態防止	咬傷事故防止対策検討チラン作成		動物愛護推進員等による不適正飼育の指導 指導巡回調査		
施策30 動物愛護センターを中心とした動物由来感染症対策のための拠点整備	奈良県における動物由来感染症の実態把握（医師会・獣医師会アンケート調査） 監視体制の整備 相談窓口設置 動物由来感染症対応マニュアルの作成・動物取扱業者に対する指導・啓発 パンフレット・ホームページによる動物の感染症の正しい知識の普及啓発				
施策31 地震等、大災害時動物救援体制	獣医師会・市町村・ボランティア各種団体等検討会開催 被災地域からの教訓知識の入手 情報の提供・防災訓練の実施				

資料6 災害発生時の動物保護緊急体制





奈良県動物愛護センター
宇陀市大宇陀区小附 89

【平成 20 年 4 月開所予定】

奈良県動物愛護管理推進計画

発行：平成 20 年 2 月

事務局 奈良県福祉部健康安全局生活衛生課
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
TEL0742-27-8675 FAX0742-27-0798
E-mail seikatsu@office.pref.nara.lg.jp